

定 款

東 邦 亜 鉛 株 式 会 社

# 東 邦 亜 鉛 株 式 会 社 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東邦メタリクス株式会社と称し、英文では Toho Metalix Co., Ltd.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、亜鉛、鉛、金、銀、銅、電解鉄その他金属の製錬、加工及び販売
- 2、前記の製錬に伴う副産物の製造及び販売
- 3、前記鉱石の採掘及び販売
- 4、化学工業薬品の製造及び販売
- 5、電子機器用、通信機器用その他電気機器用部品・材料の製造及び販売
- 6、冷凍機器、暖房機器、熱交換機器並びにそれら部品の製造及び販売
- 7、溶解炉その他の非鉄製錬関連機械設備及び産業用ロボット、荷役運搬機械設備その他の工場自動化用機械設備並びに排水処理設備、廃棄物処理設備、公害防止機器設備その他の化学機械装置の設計、製造、施工及び販売
- 8、建材の設計、製造、施工及び販売
- 9、粉末冶金製品及び金型の設計、製造及び販売
- 10、不動産の売買及び賃貸借並びに取引の代理及び仲介並びに自動車の整備及び販売
- 11、有価証券の投資
- 12、農林、水産物の栽培、養殖、加工及び販売
- 13、土石類の採取、加工及び販売
- 14、土木、建築工事の設計、施工及び監督
- 15、金属・鉱物分析、環境測定分析その他の環境計量及び非破壊検査
- 16、海上及び陸上運送
- 17、スポーツ施設及びこれに附属する売店、食堂の経営
- 18、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにその再生品（非鉄金属・建築資材等）の販売
- 19、電気の供給事業
- 20、損害保険代理業、生命保険募集業及び労働者派遣事業並びにリース事業
- 21、前各号に関するコンサルティング及び技術・ノウハウの販売
- 22、前各号に関連する投融資
- 23、前各号の業務に附帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 7,000万株

A種優先株式 300万株

B種劣後株式 1,800万株

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式及びB種劣後株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2、前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第 2 章の 2 A 種優先株式

(剰余金の配当)

第 12 条の 2 (A 種優先配当金)

当社は、A 種優先株式の発行日から 1 年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（A 種優先株主と併せて、以下「A 種優先株主等」という。）に対し、第 12 条の 11 に定める優先順位に従い、A 種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種優先株式 1 株あたりに支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種優先株主等が権利を有する A 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2、(A 種優先配当金の額)

(1) A 種優先配当金の額は、A 種優先株式の 1 株あたりの払込金額（本項第 (3) 号及び第 (4) 号に従って調整された場合は、調整後の価額。以下「払込金額相当額」という。）に、年率 9.0% を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 5 位まで計算し、その小数第 5 位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種優先株主等に対して剰余金の配当

(本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、本項第(1)号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。
- (3) 当会社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下、本号において同じ。)を行う場合、次の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当会社が保有するA種優先株式を処分する場合には、次の算式中の「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は、「処分する当会社が保有するA種優先株式の数」と読み替えるものとする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{A種優先株主} & & \text{A種優先株主} & \\
 & & & \text{への割当て前} & & \text{への割当てに} & \\
 & & & \text{のA種優先株} & + & \text{際して払い込} & \\
 & & & \text{式の発行済株} & & \text{まれる1株当} & \\
 & & & \text{式数} & & \text{たりの払込金} & \\
 & & & & & \text{額} & \\
 \text{調整後の払} & = & \frac{\text{調整前の払込} \times \text{A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数} + \text{A種優先株主への割当てに際して払い込まれる1株当たりの払込金額} \times \text{A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数}}{\text{A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数}} \\
 \text{込金額} & & & & & & 
 \end{array}$$

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日(A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

- (4) 当会社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccc} & & & \text{株式の分割・併合前のA種優先株式の} & \\ & & & \text{発行済株式数} & \\ \text{調整後の} & & \text{調整前の} & \times & \\ \text{払込金額相当額} & = & \text{払込金額相当額} & \times & \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}} \end{array}$$

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

### 3、(参加条項)

- (1) 当会社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）を配当した後、普通株主等（第12条の11第1項に定める。以下同じ。）に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にA種転換比率（その時点でのA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額（下記第12条の3第3項に定める。）の合計額を、下記第12条の7第3項乃至第5項に定める転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）と同額の剰余金の配当を行う。
- (2) 本条第2項その他別段の定めにかかわらず、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金が支払われる前においても、当会社は、A種優先株主等に対して、普通株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にA種転換比率を乗じた額の配当を同時に行う場合には、普通株主等に対する配当を行うことができる。この場合におけるA種優先株主等に対する配当額は、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金には充当されない。

### 4、(累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に

従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、本条第2項第（2）号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本条第2項第（1）号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項第（1）号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項第（1）号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利9.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第12条の11に定める優先順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

#### 第12条の3（残余財産の分配）

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 2、（参加条項）

- （1）当会社の残余財産を分配する場合において、A種優先株主等に対して本条第1項に従いA種残余財産分配額の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主及びB種劣後株式の登録株式質権者（B種劣後株主と併せて、以下「B種劣後株主等」という。）に先立ち、本号に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当会社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。

(2) 普通株主等に対して本項第(1)号に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、A種優先株主等に対し、普通株主等及びB種劣後株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額にA種転換比率を乗じた額(なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。)を支払う。

### 3、(日割未払優先配当金額)

優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

(議決権)

第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(金銭を対価とする取得請求権)

### 第12条の5 (金銭対価取得請求権)

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日に、A種優先株主に対して、本条第2項に定めるA種優先株式取得価額の金銭を交付するものとする。ただし、同一の金銭対価取得請求日に複数のA種優先株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

### 2、(A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### 3、(金銭対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部



#### 4、(金銭対価取得請求の方法及び効力発生)

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が本条第3項に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

#### 第12条の6 (金銭対価強制取得)

当会社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、本条第2項に定めるA種優先株式強制取得価額の金銭を対価として、A種優先株主から、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、取得すべきA種優先株式を決定する。

#### 2、(金銭対価強制取得の対価となる金銭の額)

A種優先株式強制取得価額は、金銭対価強制取得日(ただし、金銭対価強制取得日が、A種優先株式の発行日から7年間を経過する日より前の場合は、当該7年間経過後最初に終了する事業年度の末日を金銭対価強制取得日として本項を適用する。以下、本項において同じ。)におけるA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価強制取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(普通株式を対価とする取得請求権)

#### 第12条の7 (普通株式対価取得請求権)

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式(以下「A種請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「A種普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、A種請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

#### 2、(A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの

払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額にA種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、本条第3項乃至第5項で定める転換価額を4で除して得られる額で除した数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「A種普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

### 3、(当初転換価額)

転換価額は、当初、A種普通株式の発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の終値とする。

### 4、(転換価額の修正)

転換価額は、A種優先株式の発行日以降の毎年5月末日及び11月末日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日の東証における普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が520円(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額がA種普通株式の発行決議日の直前取引日の東証における普通株式の普通取引の終値(以下「上限転換価額」という。)を上回るときは、転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が本条第5項により調整された場合には、下限転換価額又は上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

### 5、(転換価額の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本項④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－} \\ \text{当会社が保有する普} \\ \text{通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力

が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- （2）本項第（1）号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若し

くは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- （3）転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- （4）転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、転換価額を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が発表されない日は含まないものとする。
- （5）転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- （6）本条に定める転換価額の調整は、A種優先株式と同日付で発行される当会社のB種劣後株式については適用されないものとする。

#### 6、（普通株式対価取得請求受付場所）

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

#### 7、（普通株式対価取得請求の方法及び効力発生）

A種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はA種普通株式対価取得請求に要する書類が本条第6項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

#### 8、（普通株式の交付方法）

当会社は、A種普通株式対価取得請求の効力発生後、A種普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

#### 第12条の8（株式対価強制取得）

当会社は、A種優先株式の発行日から7年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以

降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「A種株式対価強制取得日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる（以下「A種株式対価強制取得」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主等から取得すべきA種優先株式を決定する。

## 2、（株式対価強制取得により交付する普通株式の数）

A種株式対価強制取得に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額にA種株式対価強制取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、第12条の7第3項乃至第5項で定める転換価額を4で除して得られる額で除した数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「A種株式対価強制取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、A種株式対価強制取得に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

（譲渡制限）

第12条の9 A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得なければならない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第12条の10 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同一の割合で行う。

2、当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。

3、当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

4、当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で、与える。

5、当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割

当てを、それぞれ同一の割合で行う。

6、当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同一の割合で変更する。

(優先順位)

第12条の11 第12条の2第3項第(2)号に定める場合を除き、A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の優先順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

## 第2章の3 B種劣後株式

(剰余金の配当)

第12条の12 (B種劣後配当金)

当社は、B種劣後株式を有する株主(以下「B種劣後株主」という。)に対し、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第12条の13 当社の残余財産を分配する場合において、A種優先株主等に対して第12条の3に従いA種残余財産分配額の残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主等に先立ち、本項に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。

2、普通株主等に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主等に対し、A種優先株主等及び普通株主等と同順位で、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第12条の15第3項及び第4項に定める転換比率を乗じた額(なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。)を支払う。

(議決権)

第12条の14 B種劣後株主は、株主総会において議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第12条の15 (普通株式対価取得請求権)

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日以降いつでも、当社に対して、本条第2項に定める数の普通株式(以下「B種請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「B種普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、B種普通株式対

価取得請求に係る B 種劣後株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、B 種請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 B 種劣後株主に対して交付するものとする。

## 2、(B 種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

B 種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B 種普通株式対価取得請求に係る B 種劣後株式の数に次項以下に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、B 種普通株式対価取得請求に係る B 種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

## 3、(当初転換比率)

転換比率は、当初、1.0 とする。

## 4、(転換比率の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換比率を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換比率を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \div \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換比率は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換比率を調整する。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \div \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換比率は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本項④に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とす



る新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式（以下「転換比率調整式」という。）により転換比率を調整する。転換比率調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後の転換比率は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \div \frac{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－} \\ \text{当社が保有する普} \\ \text{通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本項第（４）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換比率とする。調整後の転換比率は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換比率は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産

を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額が本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の転換比率とする。調整後の転換比率は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換比率は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種劣後株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換比率、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換比率の調整を必要とするとき。
  - ② 転換比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換比率の調整を必要とするとき。
- (3) 転換比率の調整に際して計算が必要な場合は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (4) 転換比率調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後の転換比率を適用する日(ただし、転換比率を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、

「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (5) 転換比率の調整に際し計算を行った結果、調整後の転換比率と調整前の転換比率との差が0.1%未満にとどまるときは、転換比率の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 本条に定める転換比率の調整は、B種劣後株式と同日付で発行される当会社のA種優先株式については適用されないものとする。

5、(普通株式対価取得請求受付場所)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

6、(普通株式対価取得請求の方法及び効力発生)

B種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はB種普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

7、(普通株式の交付方法)

当会社は、B種普通株式対価取得請求の効力発生後、B種普通株式対価取得請求をしたB種劣後株主に対して、当該B種劣後株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第12条の16 (株式対価強制取得)

当会社は、B種劣後株式の発行日から7年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「B種株式対価強制取得日」という。)が到来することをもって、B種劣後株主等に対して、B種劣後株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる(以下「B種株式対価強制取得」という。)。なお、B種劣後株式の一部を取得する場合において、B種劣後株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種劣後株主等から取得すべきB種劣後株式を決定する。

2、(株式対価強制取得により交付する普通株式の数)

B種株式対価強制取得に基づき当会社がB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の数に第12条の15第3項及び第4項に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、B種株式対価強制取得に係るB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(株式の譲渡制限)

第12条の17 B種劣後株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得な

ければならない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 12 条の 18 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及び B 種劣後株式について、それぞれ同一の割合で行う。

2、当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B 種劣後株主には B 種劣後株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。

3、当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、B 種劣後株主には B 種劣後株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

4、当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B 種劣後株主には B 種劣後株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。

5、当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B 種劣後株主には B 種劣後株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

6、当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び B 種劣後株式のそれぞれの単元株式数について同一の割合で変更する。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2、株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2、前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(総会の決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2、会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

第 18 条の 2 第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2、第 13 条、第 14 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3、第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2、当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2、当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2、会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2、普通株式については、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。



附 則 当会社は、第 118 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2、第 118 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

3、第 1 条（商号）の変更は 2027 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、商号の変更の効力発生日後これを削除する。